

疾病に関する応急治療・救援費用補償特約

この特約は保険期間が31日以内（延長分も含む。）の契約に適用されます。
また、保険契約証もしくは保険証券の適用特約欄に表示のある場合に適用されます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者が責任期間（*1）開始前に発病し医師の治療を受けたことのある疾病（*2）を直接の原因として、責任期間中における症状の急激な悪化（*3）により医師の治療を開始した場合には、責任開始前疾病を責任期間中に発病した疾病とみなし、保険金（*4）を支払います。

- （*1） 保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。以下この特約において同様とします。
- （*2） 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。以下この特約において「責任開始前疾病」といいます。
- （*3） 責任期間中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
- （*4） 支払対象特約（*5）に規定する保険金をいいます。以下この特約において同様とします。
- （*5） 治療・救援費用特約（*6）、疾病治療費用特約（*7）および救援者費用等特約（*8）のうちこの保険契約に付帯された特約をいいます。以下この特約において同様とします。
- （*6） 治療・救援費用補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。
- （*7） 疾病治療費用補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。
- （*8） 救援費用等補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、支払対象特約（*1）に掲げる事由のほか、被保険者が下表のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

| | |
|---|--|
| ① | 責任開始前疾病の治療の開始が責任期間終了後である場合 |
| ② | 被保険者の旅行目的が、責任開始前疾病の治療または症状の緩和を目的とするものである場合 |
| ③ | 責任期間開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（*2） |

- (2) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に該当した場合でも、保険契約者があらかじめこれに対応する保険料を支払っていないときは、保険金を支払いません。

- （*1） 保険金を支払わない場合を追加または削除する特約が付帯されている場合には、これらの特約を含みます。
- （*2） 診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。

第3条（費用の範囲）

- (1) 当会社は、支払対象特約（*1）に掲げる費用のうち、責任期間中に医師の治療を開始した日（*2）からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居（*3）等に帰着するまでに必要としたものに対して、本特約に基づく保険金を支払います。ただし、下表に掲げるものを除きます。

| | |
|---|---|
| ① | 治療・救援費用特約第3条（費用の範囲）(1)の表の①および疾病治療費用特約第2条（保険金を支払う場合）(2)の表の①に掲げる費用のうち、責任期間開始前における医師の処置または処方もしくは健康上の理由により、旅行行程中も継続して支出することが予定されていた次に掲げる費用。ただし、責任期間中に新たに医師の処置または処方により必要となった費用については保険金を支払います。 ア. 透析、人工呼吸器（*4）、人工開口部、義手義足等の外部プロステーシス（補てつ物）、人工心臓弁、心臓電子器具（ペースメーカ）、人工肛門、車椅子その他の器具、挿入物、移植片またはプロステーシス（補てつ物）の継続的な使用に関わる費用 イ. インスリン注射その他の薬剤の継続的な使用に関わる費用 |
| ② | 温泉療法その他の薬治、熱気浴等の理学的療法の費用 |
| ③ | あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 |

| | |
|---|---|
| ④ | 運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用 |
| ⑤ | 臓器移植等(*5)に関わる費用および日本国外における臓器移植等(*5)と同様の手術等に関わる費用 |
| ⑥ | 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 |
| ⑦ | 毛髪移植、美容上の理由による形成手術その他の健康状態改善以外を目的とする処置に関わる費用 |
| ⑧ | 不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる費用 |

(2) (1) の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の保険事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

(*) 1) 費用の範囲を拡大または縮小する特約が付帯されている場合には、これらの特約を含みます。

(*) 2) 合併症および続発症の場合は責任期間中に初めて疾病の治療を開始した日をいいます。

(*) 3) 被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。

(*) 4) 酸素吸入を含みます。

(*) 5) 臓器の移植に関する法律に定める臓器の移植 (*6) をいいます。

(*) 6) 臓器の提供を目的とする摘出を含みます。

第4条 (保険金の支払額)

当会社がこの特約に基づいて支払うべき保険金の額は、1 責任開始前疾病 (*1) につき、支払対象特約に規定する保険金額をもって限度とします。

(*1) 合併症および続発症を含みます。以下この特約において同様とします。

第5条 (保険金の請求)

この特約にかかる保険金の請求書類 (*1) は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類とします。

| | |
|---|---|
| ① | 責任期間中に医師の治療を開始したことおよび疾病の程度を証明する医師の診断書 |
| ② | 被保険者が治療・救済費用特約第2条(保険金を支払う場合)①の表の③のイ。または救済者費用等特約第2条(保険金を支払う場合)①の表の②のイ。(*2)に該当したことに基づき保険金を請求する場合は、該当したことを証明する書類 |
| ③ | 保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)の費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書 |
| ④ | 被保険者の印鑑証明書 |
| ⑤ | 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 |
| ⑥ | 被保険者が責任開始前疾病を直接の原因として責任期間開始前に医師の治療を開始していたことおよび責任開始前疾病の程度を証明する医師の診断書 |
| ⑦ | その他当会社が普通約款第20条(保険金の支払時期)①に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの |

(*1) 治療・救済費用特約第3条(費用の範囲)②、疾病治療費用特約第2条(保険金を支払う場合)⑦および救済者費用等特約第2条(保険金を支払う場合)④の規定により被保険者、保険契約者または被保険者の親族が当会社と提携する機関への保険金の支払を当会社に求めるときの書類を含みます。

(*2) 付帯されている特約により読み替えがされている場合には読み替え後とします。

第6条（治療・救援費用特約、疾病治療費用特約および救援者費用等特約の適用除外）

この特約については、下表の規定は適用しません。

| | |
|---|---|
| ① | 治療・救援費用特約第7条（保険金の支払額）および第14条（保険金の請求） ⁽²⁾ ならびに第17条（普通約款の読み替え） |
| ② | 疾病治療費用特約第2条（保険金を支払う場合） ⁽⁵⁾ および第9条（保険金の請求） ⁽²⁾ ならびに第12条（普通約款の読み替え） |
| ③ | 救援者費用等特約第7条（当会社の支払限度額）および第11条（保険金の請求） ⁽²⁾ |

第7条（治療・救援費用特約および疾病治療費用特約の読み替え）

(1) この特約においては、治療・救援費用特約を下表の通り読み替えて適用します。

| | 箇所 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|---|------------------------------------|--|---|
| ① | 第2条（保険金を支払う場合） ⁽¹⁾ の表の② | 責任期間終了後72時間を経過するまで | 責任期間中 |
| ② | 第3条（費用の範囲） ⁽¹⁾ の表の① | 医師の治療を開始した日（*2）からその日を含めて180日以内に必要とした費用 | 責任期間中に医師の治療を開始した日（*2）からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）に帰着するまでに必要とした費用 |

(2) この特約については、疾病治療費用特約を下表のとおり読み替えて適用します。

| | 箇所 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|---|------------------------------------|--|---|
| ① | 第2条（保険金を支払う場合） ⁽¹⁾ の表の① | 責任期間終了後72時間を経過するまで | 責任期間中 |
| ② | 第2条（保険金を支払う場合） ⁽¹⁾ | 医師の治療を開始した日（*2）からその日を含めて180日以内に必要とした費用 | 責任期間中に医師の治療を開始した日（*2）からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）に帰着するまでに必要とした費用 |

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、海外旅行保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。